

# 忍び寄るパンデミック条約

祖国再生同盟代表・弁護士 木原功仁哉



## 国内第一号のワクチン後遺症訴訟

私は、神奈川県内の集団接種会場で第一回目の武漢ウイルス（新型コロナウイルス）ワクチン（ファイザー社製）を接種した40代女性が、2年以上にわたり動悸・息切れ（心筋炎・心膜炎の疑い）等の後遺症状に苦しみ日常生活が相当制限されているため、令和5年9月20日、女性の代理人として国、ファイザー（日本法人）及び自治体を相手取って6000万円余りを請求する国家賠償訴訟を東京地裁に提起した。その記者会見の様子は、同日午後5時のNHK全国ニュースで報道された。

国は、「予防接種救済制度」に基づき、接種後の死亡・後遺症の場合に所定の金員を支払うことになっている。その審査状況は、令和5年9月27日時点で申請が受理されたのは8957件で、うち認定4520件

（うち死亡269件、後遺障害11件）、否認644件、

審査待ち3793件である。そして、前記認定件数は、なんと過去45年間全てのワクチン被害認定数累計を超えるに至っており、それを熟知した上で推進しているのだからもはや「虐殺」の類としかいえない。

今回の裁判で焦点となるのが「国とファイザー間の損失補償契約（免責契約）の存在及び内容」である。この契約が存在することにより、ファイザーは日本国内でワクチン禍がどれだけ拡大しようとも賠償義務を負うことはないし、自らが法的責任を負う必要がない以上、品質や安全性の保持に必要なコストを下げても構わないとのモチベーションが働くことは容易に想像できる。かくして、ワクチンを製造する巨大製薬会社は巨万の富を得る一方、国民は薬害に罹る危険性のあ

るワクチンを「ロシアン・ルーレット」のごとく接種させられるのであり、そのような契約を締結した国の責任は厳しく問われなければならない。

この裁判は、祖国再生同盟最高顧問の南出喜久治弁護士の名で対応しており、さらに免疫学の医学者らの協力を得ることにより、最善を尽くした訴訟追行をしてみたい。

## ワクチン推進勢力に献上する国費

令和2年以降のコロナ禍により市井の生活は一変し、飲食業や観光業などでは倒産や廃業が相次ぎ、路頭に迷う人々が続出する一方で、巨大製薬会社や巨大IT企業とその関連企業は典型的な「勝ち組」となった。

すなわち、ファイザーはコロナ禍前（令和元年12月通期決算）の売上高510億ドルを1000億ドル（令和4年12月決算）に倍増させ、「創業ベンチャー」のモデルナは令和元年12月通期決算の売上高6000万ドルを190億ドル（令和4年12月決算）と、なんと約300倍に急成長させた。

マイクロソフトもグーグルの親会社アルファベット

も、コロナ禍前の売上高（1000～2000億ドルの規模）が、コロナ禍後で売上高をいずれも1.5倍程度増大させており、その原因はテレワークの推進によるものである。このように、巨大製薬会社や巨大IT企業が「ウイルス様様」に富を蓄積させていく結果となったが、果たして偶然に生じたと言い切れるのであろうか。

我が国では第一回目の緊急事態宣言が出された令和2年4月に「Accelerator for Access to Covid-19」(新型コロナウイルスに対するアクセスを加速する取り組み)と題するイベントが開かれ、ワクチンの開発・製造支援について協議がなされた。その参加者は、テドロス（WHO事務局長）、マクロン（フランス大統領）、デア・ライエン（EU欧州委員会委員長）のほか、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、グローバル・ファンド（世界エイズ・結核・マラリア対策基金）、CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）、GAVI（アライアンス（ワクチン連合）などの団体で、いずれもコロナ禍前からワクチンを推進してきた団体である。

このうち、ゲイツ財団は、令和2年～3年間にWHOに対して7億5000万ドルもの寄付（ドイツに次

ぐ第二位)をしていた。同財団の主宰者はマイクロソフト創業者のビル・ゲイツであり、同財団からモデルナ、アストラゼネカ等の製薬会社に数百億円単位の投資をしてワクチン製造工場を建てさせている。その目的について、ビル・ゲイツはTED2010会議で「Innovating to zero」との演題で講演した際、世界の人口が増加し続けて食糧危機に陥ることを避けるため、新ワクチンや生殖関連産業(筆者注・人工中絶を含む)により十分な成果を収めれば10〜15%抑えることができるかもしれないと述べた。現に、ファイザーのワクチンに含まれている「脂質ナノ粒子」が体内から排出されずに女子の子宮に蓄積し不妊症となるリスクが指摘されている。

また、GAVIの令和2年〜3年期のWHOへの寄付額は4億3000万ドルと第六位であり、我が国は令和2年までにGAVIに対して9500万ドルを拠出し、さらに令和3年6月には日本政府とGAVIの共催で「COVAX・ワクチンサミット」が開かれ、日本政府からCOVAX(途上国向けワクチン調達のための国際的枠組み)に8億ドルを拠出させられるこ

め原液の製造までに1年以上かかるが、mRNAワクチンはこれを大幅に短縮でき、ワクチンの需要に応じ迅速に量産することができるようになった。

これに医学的なお墨付きを与えたのがノーベル医学生理学賞の授与であり、これによってワクチン推進勢力のさらなる攻勢が予想される。

その一つが「パンデミック条約」の締結である。令和5年5月、WHO事務局長のテドロスが、感染症への対応を強化するパンデミック条約を1年以内に締結できるように各国に交渉を促した。その内容として想定されるのは、締結国の国民に対する「ワクチン接種義務」条項である。つまり、ワクチン推進勢力にとって、人工ウイルス作製、mRNAワクチン製造、そしてワクチン接種義務の合わせ技により「マッチポンプ」的にワクチンの需要も伸ばすことができる。今回の武漢ウイルスについても、平成20年にノーベル医学生理学賞を受賞したリユック・モンタニエ博士や、平成27年に同賞を受賞した大村智博士が、ともに人工ウイルスの可能性を指摘している。そうすると、今後のコロナウイルスは、生物兵器として製造されて拡散され意図

となった。しかも、令和3年6月17日付け公明新聞によると、ビル・ゲイツがこの8億ドルもの拠出をさせるのに功労のあった山口那津男・公明党代表に対して感謝状を贈っている。なお、創価学会・公明党は、松あきら元参院議員をはじめ、子宮頸がんワクチンを熱烈に推進してきた経緯があった。

さまざまな事実関係を羅列したが、コロナ禍初期の時点でワクチン推進の国際的な枠組みが完成しつつあり、はじめから「ワクチン推進」という世界的潮流が出来上がっていたのであり、その「魑魅魍魎」の中に我が国はほいほいままに国費を供出させられてきた現実を直視しなければならない。

### パンデミック条約が締結されるとどうなるか

令和5年のノーベル医学生理学賞に、mRNAワクチン(ファイザー、モデルナ)の基礎となった技術を開発したアメリカ・ペンシルベニア大学の二人の研究者が選出された。

従前の生ワクチンや不活化ワクチンは、鶏卵を使用してウイルスを培養するといった工程が必要であるためにパンデミックが引き起こされることが容易になっているというのである。

ワクチン推進勢力は、パンデミック条約の締結国にワクチンを「押し売り」することが悲願であり、かつ、合法的に反ワクチン勢力を弾圧することができる。その法的根拠は、占領憲法(日本国憲法)98条2項に定める「条約の無条件遵守義務」であり、同条同項は、条約が占領憲法よりも優先的に適用されることを意味する。換言すれば、左翼勢力がいかに「接種しない自由(人権)」を声高に主張しても占領憲法よりもパンデミック条約が優先するため無意味だということである。

占領憲法は、アメリカが我が国を属国とするために制定され、その実質は有効な憲法とはいえず、我が国が講和独立を達成するためにアメリカとの間で締結した講和条約(帝国憲法13条)である(真正護憲論)。我が国民を「薬漬け」にするパンデミック条約を阻止するには、改憲論・護憲論の前に「占領憲法の効力論争」にまでさかのぼった論争がなされなければならないのである。